

議案第 89 号

亀山市特別職報酬等審議会条例の一部改正について

亀山市特別職報酬等審議会条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 29 年 12 月 1 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

亀山市特別職報酬等審議会条例（平成17年亀山市条例第40号）
の一部を次のように改正する。

第1条中「議員報酬」の次に「及び期末手当」を加え、「給料」
を「給与」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。